（郵便局認可）

時事新報

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

第千五百三十九號
明治二十年三月十八日　金曜日
舊丁亥二月廿四日　（壬午）
（西暦一千八百八十七年）

日入午前六時九分　出午前六時二分
日入午後六時三分　出午後六時二十五分
滿潮午前零時二分　滿潮午後零時二十五分

時事評論

士人處世の道甚ざ易き

今の日本の社會に於て後進の士人が立身の道を官途の一方より外にしてその榮進出世に奔走すればこそ世間に多くの不平家を生じ又その不平家の中には容易ならざる事を企つるものもあるべきなれども、今の士人は文明の數育を受けたる者にして、その數育の變化に浴え文明の男子を以て自から居る者なれば、決して處世の方向を求むるとき海外に就くを得ざるに非ず、其事業も壯快にして……

……に内國の……

……海外移住を說かざるのみならず、寧ろ其……

……留まる可ら……

……告するものあり抑も外國行の目的は何れに在るやとよく海外自由の鄉と移住して一身獨立の生計をなす爲めにも實に金錢あるを所謂……

……の國なれば之を貴重すると日本の地にあらず隨て之を得ること容易なるも亦日本にては金錢を得る爲めに働くべき仕事なく其反對に西洋にては仕事甚だ多く働きさへすれば金錢と得るに難からざるの相違あれども其の仕事の種類は種々樣々にして而も骨の折ることは日本と相違なきみならず寧ろ一層甚だしきあれば必ず餘分の儲けありて身の獨立を保つあたは連も覺束なき沙汰なれば外國行あるいは先ず見合せたる方然るべしと思はるゝ……

……に在るのみ抔も必ずしも然らず、如何に不便利の地にても其人の才力あれば之を利用して相應の利益を得ること甚だ容易なり、又た之に反して日本の地にありても其人の才力なければ如何に便利の地位にありても之を利用すること能はず、高尚の氣品を有する人物にして處世の地位なきを患へず、即ち……

……内に……

……つる……

……今の士人は……

……男子を以て……

……遷習令抱は……

……して職業の撰り嫌ひをなし是樣の業は卑賤なり我々の手を汚すべきものにあらずなど云ふ無風にて却て……

……の品格を落すに至るや甚だ多きに非ず其志の尚きは……

……の極に至る者あるに……

……の儲を得せず果實は次第不平を鳴らして人……

……ざるの術を……

……ざるなき……

……ざるなき……

……ざるなき